

いわての木があふれる空間づくり事業実施要領

(目的)

第1 県民が県産木材の良さに触れる機会を創出し、県産木材の利用について普及を図るため、多くの県民が利用する民間商業施設等において、いわての木があふれる空間づくり事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第3に規定する補助事業者が行ういわての木があふれる空間づくり事業（以下「補助事業」という。）については、要綱に定めるもののほか、この要領により実施するものとする。

(事業計画の申請)

第2 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助金申請者」という。）は、いわての木があふれる空間づくり事業計画承認申請書（要領様式第1号）にそれぞれ次の各号に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。

- (1) いわての木があふれる空間づくり事業計画書（要領様式第2号）
- (2) 施設の位置図及び平面図
- (3) 補助事業を実施する施設の所有等が分かる資料 （所有の場合は、登記事項証明書の写し、賃貸の場合は、賃貸借契約書の写し等）
- (4) 補助事業を実施する箇所等の現況が分かる写真
- (5) 補助事業の内容が確認できる設計図、イメージ図、配置図等（県産木材の使用箇所を明示すること。）
- (6) 全体事業費及び補助対象経費の積算根拠資料（見積書等）
- (7) いわての木があふれる空間づくり事業県産木材使用数量調書（要領様式第3号）
- (8) 県産木材利用の普及（木造化する施設にあつては、炭素貯蔵量の表示含む。）に係るパネル等の内容、設置箇所等が分かる資料
- (9) 補助金申請者の組織概要が分かる書類（法人の場合は、定款及び登記事項証明書の写し、個人の場合は、開業届の写し）
- (10) 施工業者の組織概要が分かる書類（県外に本店を置く補助金申請者が、「木造化」又は「内装又は外装の木質化」を実施する場合に限る。）
- (11) 直近の決算書の写し
- (12) 工程表
- (13) その他知事が必要と認める書類

(選定委員会の設置及び補助事業の採択)

第3 知事は、事業計画承認申請書の提出のあった事業の採択について審査を行うため、選定委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

- 2 委員会は、別に定める基準により、事業計画承認申請書の審査を行うものとする。
- 3 知事は、委員会による審査結果を踏まえ、採択事業の決定を行い、採択となった事業計画承認申請書を提出した者に対して、その旨を通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第4 第3に規定する事業計画の採択の通知を受けた補助金申請者は、いわての木があふれる空間づくり事業補助金交付申請書 (要綱様式第1号) にそれぞれ次の各号に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。

- (1) 県税に滞納がないことの証明書
- (2) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5 知事は、第4に規定する交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付を認めたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(事業の実行)

第6 事業の着手は、第5に規定する補助金の交付決定の通知に基づき行うものとする。

- 2 補助事業者は、補助事業に着手したときは、速やかに、いわての木があふれる空間づくり事業に係る着手届(要領様式第4号)を知事に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、次に掲げる事由により、やむを得ず補助金交付決定前に着手する必要がある場合は、あらかじめ補助金交付決定前着手承認協議書(要領様式第5号)を提出し、知事に協議するものとする。
 - (1) 事業の性格上、事業の実施に期間的制約を受ける場合
 - (2) 早期着手により事業費の増額の防止が想定できる場合
 - (3) 他事業と密接な関連があり、早期着手が必要とされる場合
 - (4) その他特に必要と認められる場合
- 4 知事は、前項の協議書を受理したときは、その内容を審査し、やむを得ない事情があると認めたときは、その旨申請者に通知するものとする。
- 5 前2項の規定により、補助金交付決定前に着手した事業については、着手から補助金交付決定までのあらゆる損失等は、補助事業者自らの責任に帰するものとし、補助金交付決定を受けるまでの間は、計画変更は行わないものとする。
- 6 知事は、補助事業者に対し、事業の実施及び補助金の執行に関する資料の提出を求めることができるものとし、必要に応じて、助言及び指導、調査等を行うものとする。

(補助金交付申請の取下げ)

第7 補助金申請者は、第5に規定する通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付決

定内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受理した日から15日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(申請内容の変更)

第8 補助金事業者は、第4に規定する交付申請書の内容に変更があった場合は、いわての木があふれる空間づくり事業変更承認申請書により、速やかに知事に申請しなければならない。ただし、知事が定める軽微な内容の変更の場合は、この限りではない。

2 知事は、前項の申請があったときは、その内容を審査した上で、適正と認める場合は、その旨申請者に通知するものとする。

(完了報告)

第9 補助事業者は、補助事業の対象となる工事等が完了したときは、いわての木があふれる空間づくり事業完了報告書(要領様式第6号)に、それぞれ次の各号に掲げる書類を添付し、速やかに知事に提出しなければならない。

(1) いわての木があふれる空間づくり事業実績報告書(要領様式第2号)

(2) 完成写真(県産木材の使用の状況が分かる写真とすること。)

(3) いわての木があふれる空間づくり事業県産木材使用数量調書(要領様式第3号)(岩手県産材認証推進協議会が実施する「県産材」の産地証明制度による証明書等を添付すること。)

(4) 見学会等実施報告書(要領様式第7号)

(5) 県産木材利用の普及(木造化した施設にあっては、炭素貯蔵量の表示を含む。)に係るパネル等の設置の状況が分かる写真

(6) 契約書(建設工事請負、製品製造等) 及び施工業者等から補助事業者への請求書(全体事業費及びその内訳としての補助対象経費が分かること。)

(7) 木造化の場合は、建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項に規定する検査済証の写し

(8) いわての木があふれる空間づくり事業補助金請求書(要綱様式第5号)

(9) その他知事が必要と認める書類

(完了確認調査)

第10 知事は、補助事業者から第9に規定する完了報告書の提出があったときは、別に定めるいわての木があふれる空間づくり事業確認調査要領により完了確認調査を行うものとする。

(補助金の支払い)

第11 補助金の支払いは、第10に規定する完了確認調査結果に基づき行うものとする。

(是正のための措置)

第12 知事は、第9に規定する完了報告書の提出を受けた場合において、報告書類の審査又は現地調査の実施により、補助事業の内容が要綱第4第1項に規定する補助対象施設に適合していないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に対して求めることができる。

(補助金交付の決定の取消し及び返還)

第13 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が支給されている場合は、期限を定めて返還を命ずることができるものとする。

- (1) 提出書類の記載事項に虚偽があるとき
- (2) 第12の規定に基づく措置をとらなかったとき
- (3) 要綱第4第1項の規定に基づく補助対象施設に適合しないことが明らかとなったとき
- (4) その他知事が不相当と認めたとき

附 則

この要領は、令和4年4月19日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和7年5月19日から施行する。

2 この要領による改正後のいわての木があふれる空間づくり事業実施要領の規定は、この要領の施行の日以降に提出された交付申請に係る事業について適用し、同日前に提出された交付申請に係る事業については、なお従前の例による。

様式第 1 号（第 2 関係）

年 月 日

岩手県知事 様

所在地

名称

代表者 氏 名

いわての木があふれる空間づくり事業計画承認申請書

年度において、いわての木があふれる空間づくり事業を実施したいので、本事業実施要領第 2 の規定により、関係書類を添えて提出します。

いわての木があふれる空間づくり事業計画書(実績報告書)

申請者	事業者の名称					
	代表者	役職名：		代表者名：		
	所在地					
	主な事業内容					
	資本金					
	従業員数					
	担当者	所属：	職：	氏名：		
		電話：	FAX：	メール：		
木造化する施設等	施設の名称					
	施設の所在地 (事業実施場所)					
	施設の用途					
	構造・規模等		木造 地上 階 / 地下 階			
	延べ床面積		m ²			
	事業期間	着手年月日(予定)：		年	月	日
		完成年月日(予定)：		年	月	日
木材使用状況	総木材使用数量(予定)	m ³	うち県産木材使用数量(予定)	m ³		
	県産木材を使用する構造耐力上主要な部分					
	使用する樹種					
	設計・施工等	県産木材納入予定業者	名称：	代表者：		
設計・施工等	設計予定者	名称：	代表者：			
	設計予定者	所在地：				
	施工予定者	名称：	代表者：			
事業費	全体事業費	計	円 <u>(税込)</u>			
	補助対象経費 (A)(県産木材の使用に係る木工事費)	計	円 <u>(税抜)</u>			
		内訳	費目	金額	備考	
			材料費	円		
			労務費	円		
		その他()	円			
	補助金額	円(A)×1/2の額又は上限額500万円のいずれかの額を記載				
	負担区分	県補助金	円			
		その他	円(自己資金： 円、 <u>借入金</u> 円、その他： 円)			
		計	円			

本事業を活用する理由		(事業を行う背景、必要性について記載)
取組内容	普及効果	(利用者となる県民へのPRの取組、他の類似施設への波及効果、見学会、お披露目会等の予定等を記載する。)
	施設の想定利用者数	人／1か月当たり
	意匠	(デザインのコンセプト、木材の良さを活かすための工夫、施設の用途を踏まえた木質デザインとなるような工夫等を記載する。)
	県産木材の使用	(岩手らしい樹種の使用、木材の利用方法に係る先駆的な取組(新しい用途・部位への活用、新部材の活用)等を記載する。) (木造化にあっては、木造であることが分かるような工夫を記載する。)
	その他工夫した点	(その他特に工夫している点があれば記載する。)
担保	借入に伴う補助対象物件の担保設定の有無	有 ・ 無
他補助金の活用	活用の有無	有 ・ 無
	活用する他の補助金の名称	
	他の補助金の対象部分	

※補助金の額については、算定された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

県産木材利用の普及を目的として県が行う情報発信の取組への協力	可 ・ 否
--------------------------------	-------

いわての木があふれる空間づくり事業計画書(実績報告書)

申請者	事業者の名称					
	代表者	役職名：		代表者名：		
	所在地					
	主な事業内容					
	資本金					
	従業員数					
	担当者	所属：		職：	氏名：	
	電話：		FAX：	メール：		
木質化する施設等	施設の名称					
	所在地					
	施設の用途					
	構造・規模等	造 地上 階 / 地下 階				
	延べ床面積	m ²				
	施設建設時期	年 月	施設の所有	所有 / 賃貸		
	木質化する部分	内装：		外装：		
	木質化延べ面積	m ²				
	事業期間	着手年月日(予定)： 年 月 日				
	完成年月日(予定)： 年 月 日					
木材使用状況	総木材使用数量(予定)	m ³	うち県産木材使用数量(予定)	m ³	県産木材の使用割合	%
	使用する樹種					
設計・施工等	県産木材納入予定業者	名称： 代表者： 所在地：				
	設計予定者	名称： 代表者： 所在地：				
	施工予定者	名称： 代表者： 所在地：				
事業費	全体事業費	計 円 (税込)				
	補助対象経費	計 円 (税抜)				
	(A)(県産木材の使用に係る木工事費)		費 目	金 額	備 考	
		内 訳	材料費	円		
			労務費	円		
			その他()	円		
	補助金額	円 (A) × 1/2 の額又は上限額200万円のいずれかの額を記載				
	負担区分	県補助金	円			
		その他	円 (自己資金： 円、借入金 円、その他： 円)			
計		円				

本事業を活用する理由		(事業を行う背景、必要性について記載)
取組内容	普及効果	(利用者となる県民へのPRの取組、他の類似施設への波及効果、見学会、お披露目会等の予定等を記載する。)
	施設の想定利用者数	人／1か月当たり
	意匠	(デザインのコンセプト、木材の良さを活かすための工夫、施設の用途を踏まえた木質デザインとなるような工夫等を記載する。)
	県産木材の使用	(岩手らしい樹種の使用、木材の利用方法に係る先駆的な取組(新しい用途・部位への活用、新部材の活用)等を記載する。)
	その他工夫した点	(その他特に工夫している点があれば記載する。)
他補助金の活用	活用の有無	有 ・ 無
	活用する他の補助金の名称	
	他の補助金の対象部分	

※補助金の額については、算定された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

県産木材利用の普及を目的として県が行う情報発信の取組への協力	可 ・ 否
--------------------------------	-------

いわての木があふれる空間づくり事業計画書(実績報告書)

申請者	事業者の名称					
	代表者	役職名：		代表者名：		
	所在地					
	主な事業内容					
	資本金					
	従業員数					
	担当者	所属：	職：	氏名：		
	電話：	FAX：	メール：			
木製品を設置する施設等	施設の名称					
	所在地					
	施設の用途					
	構造・規模等		造 地上 階 / 地下 階			
	延べ床面積		m ²			
	施設建設時期		年 月	施設の所有	所有 / 賃貸	
	導入する木製品		(製品の種類、数量)			
	木製品設置場所					
	事業期間		着手年月日(予定)： 年 月 日			
		完成年月日(予定)： 年 月 日				
木材使用状況	総木材使用数量(予定)	m ³	うち県産木材使用数量(予定)	m ³	県産木材の使用割合	%
	使用する樹種					
製造等	県産木材納入予定業者	名称： 代表者： 所在地：				
	製造予定者	名称： 代表者： 所在地：				
事業費	全体事業費	計 円 <u>(税込)</u>				
	補助対象経費	計 円 <u>(税抜)</u>				
	(A) (県産木材を使用した木製品導入に要する経費)		費 目	金 額	備 考	
		内 訳	購入費	円		
			加工費	円		
			組立費	円		
			設置費	円		
		運搬費	円			
	補助金額	円 (A) × 1/2 の額又は上限額100万円のいずれかを記載				
	負担区分	県補助金	円			
その他		円 (自己資金： 円、 <u>借入金</u> 円、その他： 円)				
計		円				

本事業を活用する理由		(事業を行う背景、必要性について記載)
取組内容	普及効果	(利用者となる県民へのPRの取組、他の類似施設への波及効果、見学会、お披露目会等の予定等を記載する。)
	施設の想定利用者数	人／1か月当たり
	意匠	(デザインのコンセプト、木材の良さを活かすための工夫、施設の用途を踏まえた木質デザインとなるような工夫等を記載する。)
	県産木材の使用	(岩手らしい樹種の使用、木材の利用方法に係る先駆的な取組(新しい用途・部位への活用、新部材の活用)等を記載する。)
	その他工夫した点	(その他特に工夫している点があれば記載する。)
他補助金の活用	活用の有無	有 ・ 無
	活用する他の補助金の名称	
	他の補助金の対象部分	

※補助金の額については、算定された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

県産木材利用の普及を目的として県が行う情報発信の取組への協力	可 ・ 否
--------------------------------	-------

様式第3号（第2、第4及び第9関係）

いわての木があふれる空間づくり事業
県産木材使用数量調書

いわての木があふれる空間づくり事業補助金の交付を受けるに当たり、木造化、内装又は外装の木質化及び木製品の導入における県産木材の使用状況は次のとおりです。

申請者	
代表者(役職名・氏名)	
施設の名称	
施設の所在地	
事業の区分	木造化 ・ 内装又は外装の木質化 ・ 木製品の導入

No.	部位名	樹種	総木材使用数量 (m ³) ①	うち県産木材使用数量 (m ³) ②	備考
合計			m ³	m ³	
総木材使用数量に対する県産木材の使用割合				_____パーセント (②/①)	

※ 完了報告書に添付する場合は、岩手県産材認証推進協議会が実施する「県産材」の産地証明制度による証明書等を添付すること。また、証明書等記載の数量は県産木材使用数量調書の量を上回っていること。

※ 県産木材使用数量調書の合計と、施工業者による見積書等に記載される県産木材の使用数量の合計は一致すること。

※ 欄が不足する場合は、欄を追加の上、複数枚とすることも可。

様式第4号（第6関係）

年 月 日

岩手県知事 様

所在地

名称

代表者 氏 名

いわての木があふれる空間づくり事業に係る着手届

年 月 日付け岩手県指令 第 号により補助金の交付決定のあった事業について、下記のとおり着手したので、届け出します。

記

施設の名称	
事業区分	
事業内容	
事業費	
着手年月日	
完了予定年月日	

※契約書（建設工事請負、製品製造等）を添付すること。

年 月 日

岩手県知事 様

所在地
名称
代表者 氏 名

補助金交付決定前着手承認協議書

年 月 日付け 第 号で採択された事業計画について、別記条件を了承の上、補助金交付決定前に着手したいので、下記のとおり協議します。

記

施設の名称	
事業区分	
事業内容	
事業費	
着手予定年月日	
完了予定年月日	
補助金交付決定前着手を必要とする理由	

別記条件

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、災害等の事由によって、実施した事業の損失を生じた場合、その損失は補助金申請者が負担する。
- 2 補助金交付決定の額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議を申し立てない。
- 3 補助金交付決定を受けるまでの期間内は、当該事業の計画変更は行わない。

年 月 日

岩手県知事 様

所在地

名称

代表者 氏 名

いわての木があふれる空間づくり事業完了報告書

年 月 日付け岩手県指令 第 号で交付決定のあったいわての木があふれる空間づくり事業について、別紙のとおり実施したので、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業実績

別紙事業実績報告書のとおり

2 補助金額

金 円

3 添付書類

別添のとおり

見学会等実施報告書

補 助 事 業 者	
施 設 の 名 称	
施 設 の 所 在 地	
事 業 の 区 分	木造化 ・ 内装又は外装の木質化 ・ 木製品の導入
実 施 内 容	1. 施設の整備途中の見学会等 2. 施設の整備後又は木製品の導入後の見学会等 3. その他 ()
実 施 期 間	年 月 日～ 年 月 日
見 学 会 等 の 参 加 者 の 人 数	人
実施状況の写真	